

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和3年度 若者の社会的自立促進事業に係る業務
発 注 課	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
選 定 事 業 者	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務については、高等学校中退者等に対し、高等学校卒業程度認定試験への合格や高等学校への再入学に向けた学習相談及び学習支援を実施することにより、教育格差の解消を図り若者自身が望む将来像を実現できるような支援体制を構築することを目的としていることから、若者の自立支援事業に関する豊富な経験やノウハウを持つ職員を有すること、本市の実施する若者支援事業との連動及び関係機関との連携構築が不可欠である。 当該法人は、平成22年度から若者支援施設の指定管理者として管理運営に関する高い業務実績を有し、若者の自立支援事業に関するノウハウの蓄積、人材の育成を行っており、これらの実績が評価され、現在まで引き続き指定管理者として若者支援施設の管理運営を行っているところである。 本業務は、若者支援施設5館を活用することにより効果的な対象者の捕捉及び幅広い支援ニーズへの対応を見込んでおり、特に支援ニーズの捕捉については若者支援施設の中で職員が来館者との関係構築に取り組む中で潜在するニーズを発掘することを想定しており、既存の指定管理事業と一体として実施することが必要となる。 よって、当該法人の他に同等の対応が可能な団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該法人に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和3年3月9日